

令和6年第2回（2月）袖ヶ浦市教育委員会定例会議事録

1 開催日時 令和6年2月28日（水） 午後3時25分開会  
午後4時45分閉会

2 開催場所 袖ヶ浦市役所 北庁舎3階中会議室

3 出席者

教育長	御園 朋夫	教育長職務代理者	中村 伸子
委員	高野 隆晃	委員	若林 洋子
委員	石井 正己		

4 出席職員

教育部長	生方 和義	教育部次長 (教育総務課長)	高浦 正充
教育部参事 (学校教育課長)	前沢 幸雄	生涯学習課長	島田 宏之
スポーツ振興課長	鈴木 靖彦	総合教育センター 所長	鳥海 隆之
学校給食センター 所長	緒形 卓史	市民会館長	大田 知司
平川公民館長	齊藤 秀夫	長浦公民館長	須田 紀子
根形公民館長	加藤 宏明	平岡公民館長	鹿嶋 章夫
中央図書館長	塩谷 利之	郷土博物館長	西原 崇浩
学校教育課副参事	吉田 広乃	教育総務課副参事	中山 義也
学校教育課主幹	神馬 純子	教育総務課総務庶 務班長	君塚 和枝

5 傍聴定員と傍聴人数

傍聴定員	5人
傍聴人数	0人

## 6 議 題

日程第1 前回会議録の承認について

日程第2 今回会議録署名人の選出について

日程第3 教育長・教育部長報告

日程第4 議案

議案第1号 行政財産（袖ヶ浦市代宿の学校用地）の用途廃止について

議案第2号 袖ヶ浦市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について

議案第3号 教育施設（市民会館、各公民館）の用途廃止について

日程第5 報告

報告第1号 臨時代理の報告について（令和5年度一般会計補正予算（第8号））

報告第2号 臨時代理の報告について（令和6年度一般会計当初予算）

報告第3号 臨時代理の報告について（令和5年度一般会計補正予算（第9号）及び令和6年度一般会計補正予算（第1号））

## 7 議 事

日程第1 前回会議録の承認について

（教育長）

令和6年第1回袖ヶ浦市教育委員会定例会の会議録の承認について、賛成の挙手を求めます。

（教育長）

賛成全員で承認されました。

日程第2 今回会議録署名人の選出について

（教育長）

高野隆晃委員を指名します。

日程第3 教育長・教育部長報告

（教育長）

第2回総合教育会議（1月23日）、第2回総合教育センター運営委員会（1月30日）、第5回社会教育委員会（2月2日）、第2回図書館協議会（2月5日）、第2回学校給食センター運営委員会（2月6日）、第3回博物館協議会（2月8日）、史跡山野貝塚整備活用委員辞令交付式、第1回史跡山野貝塚整備活用委員

会（2月9日）、生涯学習推進大会、市民三学大学講座（2月10日）、第4回文化財審議会（2月15日）、市民ポッチャ大会 in 袖ヶ浦2024（2月17日）、市内学校長との面談（人事評価面談）（2月19～21日）に出席しました。

（教育部長）

第2回総合教育会議（1月23日）、生涯学習推進大会、市民三学大学講座（2月10日）、第5回袖ヶ浦市公民館運営審議会（2月15日）に出席しました。

日程第4 議案

議案第1号 行政財産（袖ヶ浦市代宿の学校用地）の用途廃止について

（教育長）

議案第1号について事務局の説明を求めます。

（教育総務課副参事）

行政財産（袖ヶ浦市代宿の学校用地）を用途廃止したいので、袖ヶ浦市教育委員会行政組織規則第5条第5号の規定により、袖ヶ浦市教育委員会の議決を求めます。提案理由は、袖ヶ浦市代宿の学校用地については、今後この土地に新たに学校等の教育施設を建設する計画は無いため、行政財産（教育財産）としての用途を廃止しようとするものです。

用途廃止する期日は、令和6年3月15日を予定しております。用途廃止しようとする財産については、種類は、現在教育委員会が管理している行政財産（袖ヶ浦市代宿の学校用地）となります。土地の場所など概要については、資料に図面を添付しております。地番は全部で5筆あり、一番大きな土地が代宿100-1の土地となります。それ以外に小さな筆が4筆あり、合計5筆の土地となります。

移管するにあたり、実際の面積を把握するため、用地の測量を実施しました。登記地積と実測面積及び各筆のそれぞれの面積については、資料に記載のとおりです。5筆とも登記面積と実測面積にほぼ相違がないことを確認しております。この土地につきまして、行政財産としての用途を廃止して市長部局に移管しようとするものです。

（教育長）

委員に質疑を求めます。

（石井委員）

今、用途廃止をする理由やきっかけ、あるいは、今後の利用予定はありますか。

（教育総務課副参事）

昭和58年に企業庁から市へ学校用地として無償譲渡されました。その後、代宿

の方々がグラウンドゴルフで使用したり、少年野球チームの子ども達が練習に使用しておりました。コロナ前頃までは地元の方が利用されておりましたが、今現在ではその利用もなくなり、学校を建てる計画もありませんので、今回用途廃止し、市長部局へ移管しようとするものです。

市の土地や建物の財産については、移管後は、そちらで利活用する流れになっております。

(石井委員)

その利活用の中には、処分も含まれているのでしょうか。

(教育総務課副参事)

含まれると思います。

(石井委員)

利活用で処分する場合については、譲渡先等、問題が生じない形で検討していただけたらと思います。

(教育長)

議案第1号について、賛成の挙手を求めます。

(教育長)

議案第1号は賛成全員で原案どおり議決されました。

議案第3号 教育施設（市民会館、各公民館）の用途廃止について

(教育長)

議案第3号について事務局の説明を求めます。

(生涯学習課長)

教育施設（市民会館、各公民館）を用途廃止したいので、袖ヶ浦市教育委員会行政組織規則第5条第22号の規定により、袖ヶ浦市教育委員会の議決を求めます。提案理由は、令和5年12月議会において、「袖ヶ浦市交流センターの設置及び管理に関する条例」及び「袖ヶ浦市公民館並びに市民会館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例」が可決されたことに伴い、令和6年4月1日より市民会館、各公民館が市長部局に移管され、新たに交流センターとして設置されることが決定したため、教育財産としての用途を廃止しようとするものです。

資料に、今回用途廃止の対象となる財産及び概要について記載しております。用途廃止する財産は、市民会館及び富岡分館を含む各公民館の建物及び土地となります。

市民会館、根形公民館の財産の所在の土地表示のうち、「～の一部」と表記されている番地が複数ありますが、登記簿上土地がまたがっている状態となっております。今後、市民会館及び各公民館は交流センターとして市長部局が管理しますが、陸上競技場や市営球場、テニスコート、運動広場は教育委員会のスポーツ振興課が引き続き管理していく予定です。行政組織上の責任の分界点に合わせて登記簿を分筆や合筆し、明確にしようと検討をしましたが、費用をかけ分筆や合筆をしても登記簿上の所有者は変わらず袖ヶ浦市で変更はありません。また、管理の責任分界点については、その担当課同士の話し合いで可能という結論に至ったことから、あえて登記簿の変更等はせずに、この表記で用途廃止しようとするものです。

なお、施設管理上の分界点については、市民会館、根形公民館、市長部局それぞれの合意をしておりますので問題はありません。

なお、注意点として、長浦公民館の用途の中で、長浦公民館の道路に面した駐車場は借地となり、登記簿上は市の土地ではないため、今回の用途廃止には入りません。逆に、調整池は市の土地になりますので、今回用途廃止となります。

(教育長)

委員に質疑を求めます。

(石井委員)

駐車場の取り扱いについて、借地だと入らなくて、例えば、市民会館だと入るということになりますか。

(生涯学習課長)

取り扱いの変更点は、市が所有する土地の中でどこがその土地を所管するかという考え方になります。先程の借地は、契約が袖ヶ浦市のそのままですので、変更になりません。支払は、教育委員会からではなく市長部局の予算から支出することになります。

(石井委員)

教育施設という場合は、建物とその下の両方を含むという理解でしょうか。

(生涯学習課長)

はい。両方を含むという考えです。

(石井委員)

市民会館の左側の駐車場は青い範囲外ですが、どちらが管理するのですか。

(生涯学習課長)

色の付いていない範囲は、教育委員会スポーツ振興課が管理します。

(教育長)

市民会館の野球場や公民館の運動広場、テニスコートも同じくスポーツ振興課の管理になります。

(石井委員)

駐車場は、市民会館用の駐車場とスポーツ目的の駐車場と分けているのですか。

(生涯学習課長)

利用に関しては、市民の方ははっきりと意識している訳ではなく、空いていれば停めてしまうと思います。例えば、白線が見えづらいつか駐車場のアスファルトが波を打って張り直ししなければいけない状態の時に、そこはどこが管理しているのか、どこが予算措置するのかなどが問題となるため、責任の所在をはっきりさせておくということです。

(高野委員)

全ての公民館が市長部局へ移管されますが、今の時点では問題なく移管されると理解してよろしいでしょうか。この時点では、多少の懸念材料などは把握していないということですか。

(生涯学習課長)

移管に関しては、規則や要綱の改正を来月までに教育委員会の議決をいただくことと、建物の老朽化の部分については、予算措置等の検討をしていく等の引き継ぎを行うこととなります。今後、当初考えていなかった懸念が新たに出てくる可能性もありますので、その時は速やかに対処していくよう進めております。

(高野委員)

今後は、教育委員会では利用していく中で課題が見つかった時には、要望を受け入れるだけになりますが、今度は市長部局の所管となりますから、ここで話し合ったことを誰かが責任を持って伝えていくという解釈でよろしいですか。

(生涯学習課長)

公民館としての看板を外すわけではないので、もちろんそういったところも行っていくこととなります。

(中村教育長職務代理者)

提案理由のところに、4月1日から市民会館、各公民館が移管され、交流センターとしてという文言がありますが、4月1日から市民会館、各公民館全てが〇〇交流センターというような名前が変わるということでしょうか。

(生涯学習課長)

名前は4月1日から公民館と交流センターが併記されることにはなりますが、今回提案させていただいたのは、あくまで、施設、土地と建物の管理がそちらに移るとご理解いただければと思います。

(教育長)

議案第3号について、賛成の挙手を求めます。

(教育長)

議案第3号は賛成全員で原案どおり議決されました。

#### 日程第5 報告

報告第1号 臨時代理の報告について（令和5年度一般会計補正予算（第8号））

(教育長)

報告第1号について事務局の説明を求めます。

(教育総務課副参事)

令和5年度一般会計補正予算（第8号）について、袖ヶ浦市教育委員会行政組織規則第6条第1項により、臨時代理したので、同条第2項の規定により報告します。理由は、令和6年第1回（2月招集）袖ヶ浦市議会定例会に付議する教育委員会に係る予算議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長から意見を求められたもので、教育委員会の議決を要する案件であるが、急施を要したため、臨時代理を行ったものです。

歳入予算の主なものとして、教育総務課の施設損害保険金4,610千円の増、蔵波小学校校舎増築事業予算について、増築校舎の工事費の財源として一般財源を一部充当することとしたため、197,000千円の減、学校教育課、総合教育センター、学校給食センター及び生涯学習課の各種補助金については、今年度の実績によりそれぞれ減額または増額の補正予算を計上しています。学校給食センターの小・中学校の給食費負担金については、第3子以降学校給食費免除人数が見込みより少なかったことなどから、増額の補正予算を計上しています。市民会館、各公民館、郷土博物館、中央図書館、スポーツ振興課については、それぞれの所管する施設の使用料など今年度の実績により、それぞれ減額または増額の補正予算を計上しています。歳入の補正額の合計は、191,604千円の減となります。

歳出予算も主なものとして、教育総務課の教育施設整備基金積立金ですが、次年度以降に昭和小学校校舎増築やまだ改修が済んでいない学校のトイレ改修などを予定していますので、教育施設の整備運用資金を一般財源から基金へ100,000千円を積立する補正予算を計上しています。小・中学校施設管理事業について、電気契約の見直しによる光熱水費の執行残などについて、減額の補正予算を計上しています。学校

教育課では、小学校・中学校基礎学力向上支援教員配置事業、小学校特別支援教員活用事業において、任用条件の変更による勤務時間数の短縮に伴う執行残を減額しています。学校給食センターでは、共同調理事業において、電気契約の見直しによる光熱水費の執行残等を減額しています。生涯学習課では、埋蔵文化財調査事業、山野貝塚保存活用事業等で減額、市民会館、各公民館、郷土博物館、図書館では、各館の施設管理事業において、電気契約の見直しによる光熱水費の執行残について減額しています。歳出の補正額の合計は、65,558千円の減となります。

報告第2号 臨時代理の報告について（令和6年度一般会計当初予算）  
（教育長）

報告第2号について事務局の説明を求めます。

（教育総務課副参事）

令和6年度一般会計当初予算について、袖ヶ浦市教育委員会行政組織規則第6条第1項により、臨時代理したので、同条第2項の規定により報告します。理由は、令和6年第1回（2月招集）袖ヶ浦市議会定例会に付議する教育委員会に係る予算議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長から意見を求められたもので、教育委員会の議決を要する案件であるが、急施を要したため、臨時代理を行ったものです。

歳入予算の主なものとして、中学校費負担金の公立学校施設整備費国庫負担金として31,873千円の増、これは令和6～7年度までの2ヶ年事業として計上している昭和中学校校舎増築工事の初年度分の国の補助金となります。また、中学校費補助金の蔵波中学校大規模改造補助金16,379千円、根形中学校大規模改造補助金11,574千円については、各学校のトイレ改修工事の国の補助金、保健体育費補助金の千葉県公立学校給食費無償化支援事業補助金10,452千円は、第3子以降学校給食費免除の県の補助金となります。その他各種補助金や施設等の使用料、学校給食費、各種工事にかかる事業債などの収入を含めて、歳入額総額は625,390千円となります。

続いて、歳出予算について、各課等の主な事業予算については、詳細については協議会で説明したとおりになります。教育委員会の令和6年度当初予算の歳出総額は、2,302,365千円で、昨年比で417,723千円減となります。

なお、前年度比減額の理由として、一番大きなもので蔵波小学校校舎増築事業が令和5年度に終了したためです。

報告第3号 臨時代理の報告について（令和5年度一般会計補正予算（第9号）及び令和6年度一般会計補正予算（第1号））  
（教育長）



報告第3号について事務局の説明を求めます。

(教育総務課副参事)

令和6年度一般会計当初予算について、袖ヶ浦市教育委員会行政組織規則第6条第1項により、臨時代理したので、同条第2項の規定により報告します。理由は、令和6年第1回(2月招集)袖ヶ浦市議会定例会に追加付議する教育委員会に係る予算議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長から意見を求められたもので、教育委員会の議決を要する案件であるが、急施を要したため、臨時代理を行ったものです。

令和5年度補正予算案第9号については令和6年度に実施する計画で、最初は令和6年度当初予算に要求した工事の国庫補助金が国の令和5年度補正予算として、令和6年2月に前倒しで内定の通知があったことから、本市においても補助金に関連する歳入及び歳出予算を令和5年度予算として計上する必要が生じたため、令和5年度2月補正予算案第9号に追加要求するものです。これに伴い、令和6年度当初予算に要求した当該歳入歳出予算について、令和6年度補正予算案第1号で減額しようとするものです。

令和5年度予算の歳入については、令和6年度事業として計画していた中川小学校及び蔵波小学校のエアコン工事、根形中学校及び蔵波中学校のトイレ改修工事の補助金が令和5年度に前倒しで内定通知があったことから、それに関連する歳入である各工事の事業債を含め、104,902千円の増となります。歳出では、それに関連する歳出予算について、計147,761千円の増となります。なお、歳入と歳出の金額が同額でないのは、歳入については、予算要求した補助金と事業債のみの金額となっているためです。歳出の補正額から歳入の補正額を差し引いた額は、一般財源からの繰り入れとなります。

令和6年度予算について、令和6年度から令和5年度に前倒して実施する事業にかかる事業費について令和6年度当初予算から減額するものです。歳入については、各工事の国庫補助金、基金繰入金、事業債の合計で、補正額が128,674千円の減、歳出については、各工事等の工事費の合計で補正額147,761千円の減となります。こちらの歳入と歳出の金額が同額でないのは、先程と同様の理由になります。

以上

※ 次の案件につきましては、袖ヶ浦市教育委員会会議規則第13条第1項第3号に該当するため、非公開となります。

・日程第4 議案第2号